

共 済 広 報

4

2017



ご家族のみなさまもご覧ください

目次

平成29年度事業計画及び予算が決定しました	2~9
平成29年度短期財源率が決まりました!	10
3歳未満の子と同居している方にお知らせ	11
年金払い退職給付に係る財政状況(平成27年度末)について	12~13
厚生年金保険被保険者の種別等について	14
~退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します~	14
標準報酬月額決定・改定通知書について	15
組合員証等についてのシール貼付について	15
使っていますかジェネリック医薬品	16~17
~『ジェネリック医薬品のお知らせ』を送付しました~	18
柔道整復師等療養費支給申請書内容審査の開始のお知らせ	19
施設利用助成券が新しくなりました	20
高知共済会館利用助成券(料理)をご利用ください!!	20
今年度も『お口ケア30daysトライアル』を実施します。	21
ごいっしょに生活習慣を見直しませんか	22~23
高知家『健康パスポートⅡ』のお知らせ	24
こころの健康相談事業を実施しています	25
短期人間ドック助成事業を実施します!	26~29
市町村職員球技大会(保健事業)の終了について	29
貯金係からご案内	30~31
自動車購入立替金制度をご存知ですか!	32
共済組合指定店一覧表	33
高知共済会館からのご案内	34

平成29年度事業計画及び予算が決定しました

去る3月6日に開催された組合会において、平成29年度事業計画及び予算が議決されました。
以下、その概要についてお知らせします。

○ 地方公共団体の数

市	町	村	一部事務組合等	合 計
11	17	6	30	64

○ 組合員数及び被扶養者数（任意継続組合員を含む）

平成29年度末において、組合員数10,429人、被扶養者数9,655人を見込んでいます。

○ 財 源 率

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合

短期・保健

(単位：千分率)

区 分 組合員種別		短 期				保 健	
		掛 金	負 担 金	介護掛金	介 護 負担金	掛 金	負 担 金
一般組合員	一 般 職	48.945 (2.785)	51.73	6.44	6.44	2.1	2.1
	特 別 職						
市 町 村 長 組 合 員							
特 定 消 防 組 合 員							
船 員 一 般 組 合 員		49.30	54.16	6.44	6.44	2.1	2.1
任 意 継 続 組 合 員		100.675 (2.785)	—	12.88	—	—	—

※掛金欄の()は、全国市町村職員共済組合連合会の行う財政調整事業(調整交付金)及び特別財政調整事業(特別調整交付金)に相当する率を合算したものです。

厚生年金保険・退職等年金・経過的長期

(単位：千分率)

区 分 組合員種別		厚生年金保険				退職等年金		経過の 長 期
		4月～8月		9月～3月				
		組合員 保険料	負 担 金	組合員 保険料	負 担 金	掛 金	負 担 金	負担金
一般組合員	一 般 職	88.16	88.16	89.93	89.93	7.5	7.5	0.1122
	特 別 職							
市 町 村 長 組 合 員								
特 定 消 防 組 合 員								
船 員 一 般 組 合 員								

※厚生年金保険については、70歳未満の組合員

短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の公務によらない病気やケガ、出産、死亡または災害等に関する給付事業を行っており、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の収入を財源とし、この事業が成り立っています。

平成28年度は、高齢者医療支援金等負担助成金の収入により3億1千万円余りの利益金を計上できそうですが、平成29年度は前期高齢者納付金の3億3千万円増加推計等の影響を受け、約2億8千万円の損失金が生じる見込みであり、引き続き全国市町村職員共済組合連合会が行う財政調整事業・特別財政調整事業の調整交付金・特別調整交付金を受けて事業運営を行うこととなりました。

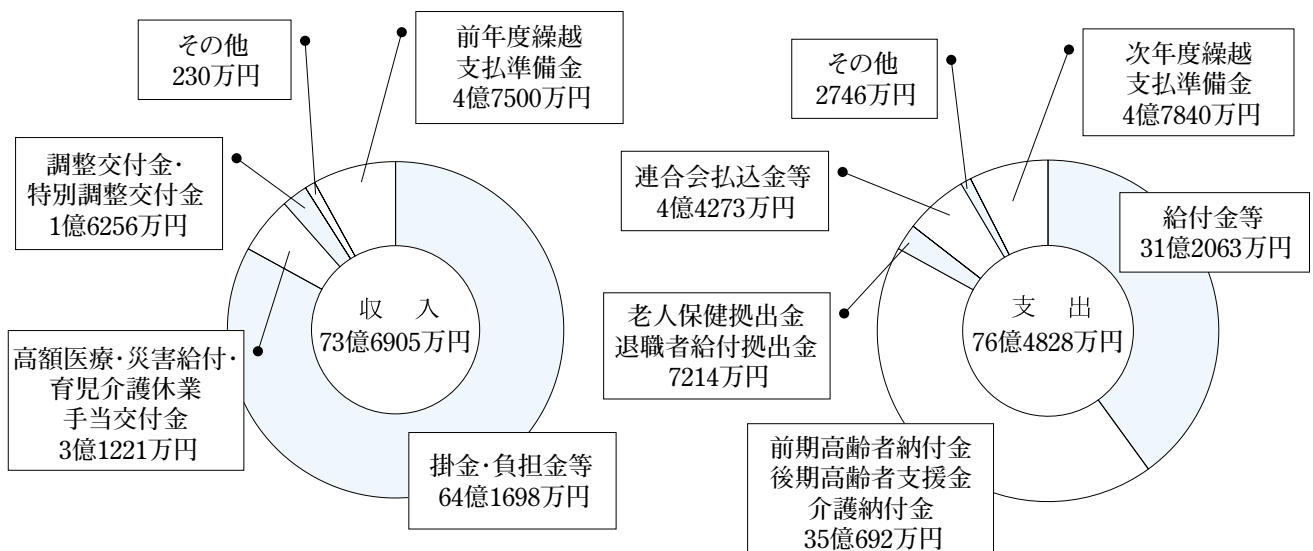
※財政調整事業の詳細につきましては10頁をご参照ください。

○ 標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合 (短期(介護を除く))(一般組合員・市町村長組合員・特定消防組合員)

掛 金	組合員の掛金率 48.945‰	調整交付金 1.00‰	特別調整交付金 1.785‰
負担金	地方公共団体等の負担金率 51.73‰		

※財源率の詳細については2頁中段の表をご参照ください。

○ 収 支 状 況



厚生年金保険経理

長期給付のうち、厚生年金相当部分の給付にかかる組合員保険料、負担金及び基礎年金拠出金の引取（いわゆる１・２階部分相当）についての経理です。当組合において組合員保険料、地方公共団体負担金を収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

退職等年金経理

旧３階部分（職域年金）の廃止に伴い創設された年金払い退職給付のための経理で、当組合において掛金・負担金を収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

経過的長期経理

長期給付のうち、平成２７年９月以前決定の公務障害・公務遺族年金等にかかる地方公共団体負担金を当組合が収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

※財源率については２頁下段の表をご参照ください。

経過的長期預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会が管理する長期給付積立金の一部について、連合会から預託され、貸付経理への貸付等で運用を行っている経理です。

運用益の利息及び配当金の全額を支払利息として連合会へ払い込みます。

○ 収 支 状 況

収 入		支 出	
利 息 及 び 配 当 金	19,432	支 払 利 息	19,432

業 務 経 理

この経理では、主に短期給付及び長期給付の事業を行うための事務費を負担しています。その費用については、地方公共団体の負担金（組合員1人当たり11,930円）、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり2,205円）、連合会からの交付金（厚生年金保険・経過的長期分（組合員1人当たり5,383円）、退職等年金分（組合員1人当たり693円））により負担されています。

○ 収 支 状 況

（単位：千円）

収 入		支 出	
負 担 金	122,485	事 務 費 等	82,763
連 合 会 交 付 金	62,395	事務費負担金払込金	54,517
利 息 及 び 配 当 金	30	そ の 他	63,667
短期経理よりの繰入金	22,688		
そ の 他	6,105		
計	213,703	計	200,947
本年度差引損益金		12,756	

保 健 経 理

この経理では、組合員とその家族（被扶養者）の方の健康増進をはかり、保健、衛生知識の向上などに役立ててもらうための事業を行っており、その事業内容及び予算については下記のとおりです。

本年度は保健事業において、巡回型特定保健指導や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に力を入れてまいります。

日頃の健康管理などにお役立ていただくため、保健事業をたくさんの組合員の皆様にご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 事 業 の 種 類

項 目	事業計画額	概 要
保 健 事 業	人 間 ド ッ ク	143,493
	ガ ン 検 診	6,961
	成 人 病 検 診	8,095
	歯 科 検 診	2,500
	予防接種助成	6,413
		人間ドック補助（組合員・被扶養者） 消化器・子宮・乳腺検診補助 診察・血圧・尿・貧血・脂質・肝機能 腎機能・心電図・血糖・その他 インフルエンザ・日本脳炎 ワクチン代補助

項 目		事業計画額	概 要
保 健 事 業	健 康 相 談 ・ カウンスリング	926	メンタルヘルス電話相談
	そ の 他	593	妊婦健診補助（組合員・被扶養者）
	小 計	168,981	
特 定 健 診 係	特定健康診査	2,468	
	特定保健指導	7,579	
	小 計	10,047	
保 養 関 係	施設利用助成	21,504	契約施設の利用助成
	小 計	21,504	
体 育 関 係	球技大会助成	3,750	ソフトボール・バレーボール大会助成
	小 計	3,750	
図書・広報関係	保健関係図書	139	医療統計資料
	広 報 外	1,800	共済広報外
	そ の 他	400	医療費通知外
	小 計	2,339	
講 座 関 係	文化教養講座	129	
	健康セミナー	741	
	ライフプランセミナー	400	退職者説明会資料外
	小 計	1,270	
そ の 他		1,385	レセプト審査外
合 計		209,276	

宿 泊 経 理

この経理では、組合員及びその家族の皆様のための保養施設『高知共済会館 Community Square』の運営を行っています。昨年度より完全直営に戻して経営状況を再精査するとともに、スタッフ一同サービスの向上に努めてまいりました。また、1階レストラン「膳」では、創意工夫を凝らしたランチや季節に応じた期間限定ディナーコースなど豊富なメニューをご用意し、皆様のご来店をお待ちいたしております。ぜひ今後とも組合員の皆様にご愛顧ご活用いただきますようお願いいたします。

○ 利用計画

（単位：件・円）

区分 部門	1 日 当 り		年 間		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	
宿 泊	52.4	211,064	18,711	75,350,000	組 合 員 14,969人 そ の 他 3,742人 1人当り平均利用金額 4,027円

(単位：件・円)

部門 \ 区分	1 日 当 り		年 間		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	
宴 会	1.0	80,392	357	28,700,000	
会 議	2.6	70,028	930	25,000,000	
食 堂	79.0	68,067	28,210	24,300,000	
売 店	—	12,885	—	4,600,000	

○ 施設収入の推移状況

(単位：千円)

	平成27年度推計	平成28年度推計	平成29年度推計
施 設 収 入	165,524	164,628	167,526
対前年度増減	△ 4,458	△ 896	2,898

貯 金 経 理

この経理では、組合員から預け入れのあった大切な資金を安全かつ効率的に運用し、銀行などの一般の預貯金利息よりも有利な利率で組合員に還元することを目的とした事業を行っています。

現状においては低金利時代が継続しており、当組合をはじめとする関係諸団体においても資金の運用に苦慮している状況です。そのような中ではありますが、当組合では過去に購入した高利回りの債券を保有していることもあり、平成29年度も現行の貯金利率を維持することができました。

今後とも、資産運用について細心の注意を払いながら、組合員の皆様への還元を第一とした、安全かつ効率的な運用に努めてまいりますので、ぜひ共済貯金をご利用いただきますようお願いいたします。

○ 貯金の種類、支払利率及び現況

(単位：千円)

区分 \ 種類	普 通 貯 金	定 期 貯 金	積 立 貯 金
貯 金 額	15,539	48,713,539	17,542,367
貯 金 者 数 (人)	228	3,191	4,065
貯金者1人当りの貯金額	68	15,266	4,315
組 合 員 加 入 率 (%)	2.2	31.3	39.8
支 払 利 率 (%)	0.5	1.3	1.35

○ 収 支 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
利息及び配当金外	945,820	支 払 利 息	844,028
翌年度に繰り越す利益剰余金		4,100,449	

○ 資産の構成割合

(単位：千円・%)

資 産 区 分		平成28年度末		平成29年度末	
		見 込 額	構成割合	推 計 額	構成割合
第一号 資 産	株 式 及 び 証券投資信託	0	0.0000	0	0.0000
第二号 資 産	器具及び備品	766	0.0011	3,356	0.0047
そ の 他	流 動 資 産	13,552,039	19.9499	14,520,999	20.4837
	金 銭 信 託	0	0.0000	0	0.0000
	貸 付 信 託	0	0.0000	0	0.0000
	有 価 証 券	54,216,197	79.8114	56,216,197	79.3000
	そ の 他	161,434	0.2376	150,000	0.2116
計		67,930,436	100.0000	70,890,552	100.0000

貸 付 経 理

この経理では、経過的長期預託金管理経理からの借入金を原資として、組合員が臨時の支出、住宅の建築、教育費等で資金が必要になったとき、組合員の生活の安定を図るため、その資金を低金利で貸し付ける事業を行っています。

平成29年度は、収入26,453千円に対し、支出33,635千円となっており、当期損失金が7,182千円発生することを見込んでいます。ここ数年貸付件数は減少しておりますが、組合員の皆様にとって身近な貸付制度でございますので、今後ともよろしくお願い致します。

○ 貸付の種類

(単位：件・千円・%)

種 類	件 数	金 額	割 合
普 通 貸 付	271	193,934	21.33
住 宅 貸 付	住 宅	626,918	68.96
	在宅介護対応住宅	14,939	1.64
	小 計	641,857	70.60

(単位：件・千円・%)

種 類	件 数	金 額	割 合
災 害 貸 付	家 財	0	0.00
	住 宅	15,999	1.76
	小 計	15,999	1.76
特 別 貸 付	医 療	1,000	0.11
	入 学	8,084	0.89
	修 学	38,191	4.20
	結 婚	8,410	0.93
	葬 祭	1,000	0.11
	小 計	56,685	6.24
高 額 医 療 貸 付	1	160	0.02
出 産 貸 付	1	420	0.05
合 計	626	909,055	100.00

○ 収 支 状 況

(単位：千円)

収 入	支 出
組 合 員 貸 付 金 利 息	事 務 費 等
26,293	8,114
利 息 及 び 配 当 金	支 払 利 息
0	19,430
そ の 他	そ の 他
160	6,091
計	計
26,453	33,635
本 年 度 差 引 損 益 金	△ 7,182

物 資 経 理

この経理では、組合員に良い品物を安く提供する当組合独自の流通事業であるほか、自動車購入資金の貸付等、生活の向上に役立つ事業を目的として行っています。平成29年度は、損失金として1,461千円を計上する見込みとなりましたが、今後も利用件数の拡大、物資事業の発展に努めてまいりますので、自動車、物品等ご購入の際には是非ともご利用くださいますようお願いいたします。

○ 収 支 状 況

(単位：千円)

収 入	支 出
商 品 売 上	事 務 費 等
9,730	700
受 託 商 品 手 数 料	商 品 仕 入
1,578	8,818
そ の 他	支 払 利 息
1,803	100
	そ の 他
	4,954
計	計
13,111	14,572
本 年 度 差 引 損 益 金	△ 1,461

平成29年度短期財源率が決まりました！

共済組合で行う短期・年金などの給付及び保健事業などに要する費用は、市町村が負担する負担金と組合員のみなさまが負担する掛金によって賄われており、その負担金・掛金を合算したものと標準報酬等との割合を財源率と言います。

医療費等の支出を主とする短期経理の財源率は、医療費等の支出と負担金・掛金による収入が均衡を保つように定めることとなっています。このため、平成29年度に予想される医療費等の支出と組合員のみなさまの総標準報酬月額等により算出を行ったところ、短期財源率は**103.46%**となりました。これは、平成28年度の財源率102.06%と比較し、残念ながら1.40%増加する結果となりました。

財源率を引き上げることとなった最も大きな要因としては、特定保険料（いわゆる高齢者医療に係る拠出金）の増大が挙げられます。中でも前期高齢者納付金の増加が顕著であり、平成28年度と比較して約3億3千万円増となっています。

前期高齢者納付金は非常に複雑な計算により算出されますが、計算基礎となるのは前期高齢者（65歳以上75歳未満の方）数の組合員・被扶養者数に対する割合（A）と前期高齢者の医療費総額（B）となり、具体的には（A）が低ければ低いほど、（B）が高ければ高いほど前期高齢者納付金の納付額は大きくなります。

平成29年度の納付金額の算定に当たっては、平成27年度の前期高齢者数及びその医療費総額を使用しますが、平成26年度と比較し双方とも減少しているものの、人数の減少に見合う医療費の減少が見られず、結果1人当たりの医療費が増加したことから前期高齢者納付金が大きく増加することとなりました。

また、納付金額の算定時には、前々年度の納付金の概算額と確定額との差額を調整することとなりますが、平成28年度はマイナス調整となり減額されていたものが、平成29年度においてはプラス調整により増額となったことも、平成28年度⇒平成29年度において納付金額が乖離した要因の1つと考えられます。

また、このような短期経理の財政状況の悪化に伴い、平成29年度は再び全国市町村職員共済組合連合会の財政調整事業及び特別財政調整事業の適用となりました。これにより組合員のみなさまの**掛金率は2.785%抑制され**48.945%（ $103.46\% \div 2 - 2.785\%$ ）となり、平成28年度と比較し0.245%減少することとなります。ただし、同事業が適用されるということは、全国の他の市町村職員共済組合と比較し、短期経理財政が健全な状態ではないということになりますので、当組合は財政安定化に向け各種事業の実施が義務付けられることとなります。

具体的には、生活習慣病対策事業やジェネリック医薬品の普及促進事業などを実施することとなりますが、中でも特定健診に係る特定保健指導に関しては、一定の利用率を達成することで後期高齢者支援金に対する減免措置（インセンティブ）が設けられており財源率の抑制に直接的な効果が期待されます。さらに、ジェネリック医薬品の使用率においても同様の減免措置が検討されているところです。

その他、さまざまな保健事業をコラボヘルスにより実施していく予定としておりますので、組合員のみなさまにおかれましては積極的にご参加をいただくことにより、短期経理の財政安定化に向けてご協力をいただきますようよろしくお願いします。

3歳未満の子と同居している方にお知らせ

「黒潮」2016年1月号などでもお知らせしていましたが『養育特例制度』につきまして、チェックしてみましょう。

該当について

3歳未満(出生が平成24年11月1日以降)の子がおり、その子と同居していますか？



給料月額について

対象の子が出生した日または養育を開始した日の前月の標準報酬月額を記入してください。

・平成24年11月1日～平成27年10月31日に子が出生・または養育開始の場合

給料月額に1.25を乗じた金額を記入

給料月額 円 × 1.25

円・・・(A) → 下の「標準報酬等級表」にあてはめた仮の標準報酬月額

・平成27年11月1日以降に子が出生・または養育開始の場合

標準報酬制の標準報酬月額を記入【決定通知書】 → 円・・・(B)

判定

上で記入した標準報酬月額と平成27年10月以降の標準報酬月額（C）を比べてみましょう。

円（A）または（B）⇔ 円（C）【標準報酬決定通知書参照】

比較の結果「(A)または(B) > (C)」の場合は申出することで養育特例の適用を受けられます。

等級			標準報酬月額	報酬の金額区分	
短期給付	厚生年金	退職等年金		円以上	円未満
	1		88,000	93,000	円未満
1	2	1	98,000	93,000	～ 101,000
2	3	2	104,000	101,000	～ 107,000
3	4	3	110,000	107,000	～ 114,000
4	5	4	118,000	114,000	～ 122,000
5	6	5	126,000	122,000	～ 130,000
6	7	6	134,000	130,000	～ 138,000
7	8	7	142,000	138,000	～ 146,000
8	9	8	150,000	146,000	～ 155,000
9	10	9	160,000	155,000	～ 165,000
10	11	10	170,000	165,000	～ 175,000
11	12	11	180,000	175,000	～ 185,000
12	13	12	190,000	185,000	～ 195,000
13	14	13	200,000	195,000	～ 210,000
14	15	14	220,000	210,000	～ 230,000
15	16	15	240,000	230,000	～ 250,000
16	17	16	260,000	250,000	～ 270,000
17	18	17	280,000	270,000	～ 290,000
18	19	18	300,000	290,000	～ 310,000
19	20	19	320,000	310,000	～ 330,000
20	21	20	340,000	330,000	～ 350,000
21	22	21	360,000	350,000	～ 370,000
22	23	22	380,000	370,000	～ 395,000
23	24	23	410,000	395,000	～ 425,000
24	25	24	440,000	425,000	～ 455,000
25	26	25	470,000	455,000	～ 485,000
26	27	26	500,000	485,000	～ 515,000
27	28	27	530,000	515,000	～ 545,000
28	29	28	560,000	545,000	～ 575,000
29	30	29	590,000	575,000	～ 605,000
30	31	30	620,000	605,000	～ 635,000

※申出書には、戸籍謄本及び住民票の添付が必要になります。

年金払い退職給付に係る財政状況（平成27年度末）について

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっております。

この積立状況を把握するための作業が財政検証であり、国共済と地共済を合算した年金払い退職給付制度の年金財政上の剰余・不足の状況（年度末に積み立てておくべき金額と実際の積立金額の比較）を毎年確認することとなっております。

この度、平成27年度末の財政検証作業が終了しましたので、その結果について説明いたします。

○財政検証結果

1 平成27年度末の年金財政状況

（単位：億円）

区 分	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立基準額 A	1, 9 1 4	5 2 2	1, 3 9 2
積立金（簿価ベース） B	1, 8 8 0	5 0 8	1, 3 7 2
剰余または不足 (B－A)	△ 3 4	△ 1 4	△ 2 0
【参考】保険料収入現価	6 2, 6 7 4	1 6, 7 6 1	4 5, 9 1 3

※ △は不足を表しています。

※ 「保険料収入現価」は将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額

「積立基準額」は計算基準日に積み立てておくべき金額であり、国共済が522億円、地共済が1,392億円、合計で1,914億円となっております。

一方、「積立金」の額は簿価ベースで国共済が508億円、地共済は1,372億円、合計で1,880億円となっております。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が14億円の不足、地共済が20億円の不

足、合わせて34億円の不足となっております。

なお、現在計上されている不足については、制度が成熟することにより発生する将来の剰余等により解消される見通しとなっており、下記2に記載してあるとおり、財政再計算を実施し、掛金率等の見通しを図る必要がない状況となっております。

2 財政再計算の要否

年金払い退職給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっておりますが、これとは別に、財政検証において臨時の財政再計算の要否を確認することとなっております。

臨時の財政再計算を行う条件は、計算基準日時点の積み立て不足額が、計算基準日以降の将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額である「保険料収入現価」の5%を上回る場合となっております。

今般、計算基準日時点における国共済と地共済を合わせた不足額34億円が、国共済と地共済を合わせた保険料収入現価の5%である3,134億円を下回っていることから、今回は臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

3 財政調整拠出金の計算

年金払い退職給付制度では、必要に応じ、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっております。

すなわち、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成27年度においては、国共済・地共済とも不足の状態であったため、財政調整拠出金は発生しませんでした。

厚生年金保険被保険者の種別等について

被用者年金一元化(平成27年10月1日施行)により、全ての被用者が厚生年金保険に加入することとされましたが、職種に応じて被保険者の種別が異なります。厚生年金に係る事業(記録の管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等)については、厚生年金保険法に定められた実施機関が行うこととされています。地方公務員共済組合の組合員は第3号厚生年金被保険者となり、下記の実施機関において厚生年金に係る事務を行うこととなります。

厚生年金保険の被保険者の種別については、次の表のとおりです。

被保険者の種別	加入する被保険者	実施機関
第1号厚生年金被保険者 (1号厚年被保険者)	第2号～第4号厚生年金被保険者以外の民間被用者等	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者 (2号厚年被保険者)	国家公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者 (3号厚年被保険者)	地方公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者	地方公務員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者 (4号厚年被保険者)	私立学校振興・共済事業団の加入者である厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

～退職等年金給付に係る給付算定基礎額 残高通知書を送付します～

平成29年5月に「給付算定基礎額」に関する情報を所属所を通じ圧縮ハガキでお知らせします。

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分(職域部分)は廃止され、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度が創設されました。

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

なお、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ
<http://www.shichousonren.or.jp/>

標準報酬月額決定・改定通知書について

標準報酬の月額を決定・改定したときは、共済組合は、組合員に対しその旨を通知しなければなりません。閲覧に供することをもって組合員への通知に代えることができます。

本年4月より、一部の所属所を除いて、給料明細に標準報酬月額を印字していること、または一覧表を所属所に送付することをもって通知に代える取扱いとさせていただきます。なお、標準期末手当等決定通知につきましては、平成29年6月分においては従来どおり通知を行います。期末手当支給時に各所属所から発行される期末手当等明細書から、ご自分で確認することができます。

【標準期末手当等の金額確認方法】

○期末手当等明細書の総支給額（掛金等控除前の額）から千円未満の端数を切捨てた額です。

例：期末手当等総支給額 792,877円

↓

標準期末手当等の額 792,000円（掛金の計算基礎）

組合員証等についてのシール貼付について

平成29年5月交付分より、すべての事由による組合員証及び被扶養者証の交付について、『ジェネリック医薬品希望シール』を貼付して送付することになります。【新規組合員・被扶養者認定や再交付などすべての証が対象となります】

ジェネリック医薬品使用割合の目標値を平成29年半ばには70%以上とすることが医療保険者に対して求められている情勢への措置の一環です。ご理解ください。

また、今号において、ジェネリック医薬品リーフレットを添付していますので、医療費減少のために、現在お持ちの組合員証・被扶養者証やお薬手帳へのシール貼付けをお願いします。



カンタン

体と財布にやさしい 医療費ダイエット

使っていますか ジェネリック医薬品

医師や薬剤師に
ご相談ください

ジェネリック、
使ってみたい気も
するが……



おじいちゃん (70歳)

●監修

医療法人社団湖聖会 銀座医院 院長補佐・抗加齢センター長
常葉大学健康科学部 教授
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授

久保 明 くぼ あきら

慶應義塾大学医学部卒業。医学博士。予防医療とアンチエイジング医学に取り組み、銀座医院ではプレミアムドックを立ち上げその結果に基づく運動・栄養・点滴療法などを実践している。「人気の「これだけ健康法」が寿命を縮める」(講談社)など著書多数。



最近よく「ジェネリック」という言葉を見掛けるね。



安いお薬のことでしょう？ この間も「ジェネリックにしますか？」と薬剤師さんに聞かれたわ。でも安い薬ってちゃんと効くのかしら。



安かろう、悪かろうじゃ困るしね。



ジェネリック医薬品とは、厚生労働省が先発医薬品(新薬)と同等と認めた医薬品です。有効成分、用法、用量、効能は基本的に同じなんです。



どうして安いのか？



ばくだい
開発に莫大な費用と時間がかかる新薬に比べて、ジェネリック医薬品の開発期間は3年ほど。そのため、費用を抑えることができるのです。



同じ薬なら安い方が良いな。



単純に同じというわけではありません。大きさや味、においなどが改善されたり、保存性が向上するなど工夫が施されたりして、利用しやすくなっているものも多くあります。



安いだけではなくて、改良されているものもあるのね。



ただ、有効成分は同じですが、添加剤などはメーカーによって違います。場合によっては飲み合わせやアレ

ルギーなどの問題が出てくることもあるので、注意が必要です。



自分の体質やお薬の特性をきちんと知った上で選ぶことが大切なね。持病のお薬も変更できるかしら。



高血圧や糖尿病などのように、治療が長期にわたる病気の場合、患者さんの負担額がかなり違ってきます。また、ジェネリックには飲み薬だけでなく、目薬や塗り薬、うがい薬なんかもありますよ。



お薬代が安くなるのは助かるわ。



医療機関の窓口や診察時に「ジェネリックで」と希望を伝えてください。薬局で薬剤師に伝えても構いません。ただし、使用している薬にジェネリック医薬品がない場合もありますし、飲み合わせなどの関係でどうしても変えられない場合もあります。



使ってみたいけど、自分からは言い出しにくいわ…。



「ジェネリック医薬品希望カード」などがあると、希望を伝えやすくなります。**ジェネリック医薬品を使うと自分の医療費はもちろん、国全体の医療費の節約にもつながります。**



よし。ものは試した。今度の診察のときをお願いしてみるかな。

医療費家計簿

ジェネリック医薬品を使うと…



ジェネリック医薬品を利用するには

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師に相談してみましょう。医療機関の受付時や診察時、薬局で処方せんを提出するときなどに「ジェネリック医薬品を希望します」と伝えてください。

ただし、薬の種類や病状、体質などによっては変更できない場合があります。また、使用している薬にジェネリック医薬品がない場合も変更できません。

いきなり切り替えることに不安がある場合は、短期間試せる「分割調剤」も利用可能。利用してみて違和感があったり、体に合わないと感じたりしたら、元に戻すこともできます。

他にも疑問や不安がある場合は、気軽に医師や薬剤師に相談してください。

～「ジェネリック医薬品のお知らせ」を送付しました～

平成28年7月診療分から平成28年12月診療分において、組合員とその被扶養者が調剤薬局や医療機関で処方された薬で、ジェネリック医薬品に切り替えることで、切り替え前に比べて1ヶ月分の差額が400円以上見込まれる方を対象に送付しております。

高知縣市町村職員共済組合

平成 29年 3月 1日 作成

共済 太郎
(1234- 0- 5678)
ご家族の 共済 花子 様にお渡しください

共済 花子 様が平成28年11月 処方分を
すべてジェネリック医薬品に切り替えた場合

ジェネリック医薬品のお知らせ

A 最大 **1,281 円** 軽減可能です

B 平成28年11月 の処方実績

薬局／病院名／先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	軽減可能額 ※③	切替後 支払額
本町薬局							
ヒルドイドソフト軟膏0.3%	26.00	100.0g	¥780	ゼレロイズ軟膏0.3%	シオノ	¥558	¥222
				ヘパダーム軟膏0.3%	共和薬品	¥516	¥264
				クラドイド軟膏0.3%	陽進堂	¥516	¥264
クラリチンレディタブ錠10mg	99.40	30.0錠	¥895	ロラタジンOD錠10mg「サンド」	サンド	¥359	¥536
				ロラタジンOD錠10mg「サワイ」	沢井	¥359	¥536
計			¥2,230	右は全ての薬剤を差額の幅の 最も大きいものに切り替えた場合の金額です			¥949

E ¥2,230

F ¥1,281

G ¥949

- A** ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、軽減可能な最大金額を表示しています。
- B** 受診された年月を表示しています。
- C** Bの月に実際に処方された医薬品を表示しています。
- D** Cに対して切り替え可能なジェネリック医薬品を表示しています。
※軽減効果の大きい順に最大3つ表示されます。
- E** Bの月に支払った金額を表示しています。
※技術料等が含まれるため、窓口で実際に支払った金額とは異なる場合があります。
- F** Dのジェネリック医薬品のうち、差額の幅の最も大きいものに切り替えた場合の金額の合計を表示しています。
※Aの金額と同一になります。
- G** 切り替え後の支払額を表示しています。

<ジェネリック医薬品を使用してみませんか？>

共済組合では組合員の皆様のお薬代の軽減や、医療費抑制の伸びにつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を促進しています。ジェネリック医薬品は身近な疾患を対象としたものもあり、現在約6割の方が使用しています。

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は5割程度、なかにはそれ以上安く
なる場合もあります。**

服用しやすいお薬へ
製造工夫が
図られています



製剤の小型化…大きさを小さくし飲みやすく改良
剤形の変更……飲みやすい形状に改良
味の改良………にがみ等を抑えた味に改良

柔道整復師等療養費支給申請書内容審査の開始のお知らせ

高知県においても、医療保険を使用して柔道整復師の施術を受けられる方が年々増加していますが、医療保険適用の範囲が正しく理解されていないことで誤ったかかり方をしたり、また、そもそも柔道整復師が不正と知りながら請求を行うなど、当組合においても不適切な請求の問題が生じています。

もちろん、確信犯的に不正請求を行うのは、一部の柔道整復師に限ったことですが、医療保険を使用して接骨院・整骨院を利用する場合の正しい方法を理解していないと、自分が知らないうちに不適切な請求に巻き込まれてしまう場合もあります。

【不正請求の具体的な事例】

不正請求の主な内容	具体事例
架空・付増請求	・ 実際には施術を受けていない部位も水増しして療養費を請求 ・ 実際の施術日以外にも施術したものとして、施術日数を付け増しして療養費を請求
保険適用外の請求	・ 医療保険が使用できない慢性的な肩こりや腰痛のマッサージを、医療保険が使用できる肩や腰の捻挫の治療として療養費を請求
無資格者による施術の請求	・ 柔道整復師の資格をもたない施術者が行った施術を、柔道整復師が施術したものとして施術記録に記載し、療養費を請求

このようなことを防ぐためには、「療養費支給申請書」に署名をする前に、記載された施術内容を必ず確認すること、また、領収書や施術内容が分かる明細書をもらうことなどが重要ですが、施術を受けた本人が、施術内容や共済組合への請求内容に不正があるかどうかを正確に判断することは少し難しいかもしれません。

このため、平成29年度より、全国市町村職員共済組合連合会が実施する「柔道整復師等療養費支給申請書内容審査等の外部委託に係る共同調達業務」において、内容審査処理を「株式会社オークス」に委託することとなりました。

今後は、組合員または被扶養者が接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受けた場合、その施術内容が適正かどうかについて、療養費支給申請書に基づき株式会社オークスにおいて審査をすることとなりますが、その審査に際し、療養費支給申請書のみで正確に判断ができかねる場合は、施術を受けた方に照会文書を送付して確認を行うこととなります。

照会文書は、療養費支給申請書に記載されている住所宛に、株式会社オークスより直接送付されることになりますので、その際にご協力をお願いします。なお、照会文書の送付に使用する封筒のサンプルを以下に掲載しますのでご確認ください。



※封筒の中には、「ご案内文書」「受診内容回答書」「返信用封筒」が入っています。

施設利用助成券が新しくなりました

組合員及び被扶養者が、共済組合の指定する施設を利用したとき、共済組合発行の施設利用助成券を使用すれば、利用料金の一部が助成されます。

助成券を使用するとき（公務出張には使用できません）は **組合員証の提示が必要となります**ので、組合員証（被扶養者証）を持参の上、助成券と一緒にフロントに提出してください。

* 宿泊施設利用助成券

* 健康増進施設利用助成券

* 高知共済会館利用助成券（料理）

注 意！！有効期限の満了している助成券はご利用になれませんのでご注意ください。

❖ 助成券のご利用にあたって ❖

- 従来から、助成券の不正使用が大きな問題となっています。組合員や被扶養者の名前を貸して助成券を使用させたりしないようにしてください。不正使用が判明したときは返還を求めます。
- 組合員本人以外の被扶養者については、共済組合認定被扶養者に限ります。後期高齢者医療制度に移行となられた方や扶養外の方はご利用になれませんのでご注意ください。
- 任意継続組合員の方は、助成券は、利用できなくなりますのでご注意ください。

高知共済会館利用助成券（料理）をご利用ください！！

高知共済会館で、組合員が宴会などのご利用をされた際、1人当たり5,000円以上の飲食費用がかかった場合は、高知共済会館利用助成券（上記参照）が使用できます。1人当たり1,000円の助成となりますので、5,000円のプランを実質4,000円でご利用できる大変おトクな制度となります。

高知共済会館では、歓送迎会をはじめ、季節にあわせた様々なプランをご準備させていただいております。また、宿泊をされた際の夕食にもご利用できますので、多くの組合員のみなさまのご利用をお待ちしております。

※ 宴会のご予約等は、高知共済会館COMMUNITY SQUARE（088-823-3211）までお願いします。

宿泊利用助成契約施設の閉館について

当組合の県内契約宿泊施設「山荘樫ヶ森」につきまして、諸般の事情により平成29年4月1日より休業することとなりましたのでお知らせします。

今年度も『お口ケア30daysトライアル』を実施します。

昨年度より、歯科系疾患（う蝕、歯周病）の予防事業として開始しました、「お口ケア30daysトライアル」を今年度も実施します。

歯の健康を保つためには、現在の口腔状態を把握すること、十分な予防行動を実践すること、そしてそういったことを習慣づけることが重要となります。このため、事業対象となられる組合員のみなさまについては、是非とも積極的なトライアルへの参加をお願いします。

今年度の対象者は、生まれ月が6月及び7月の方となります。ただし、育児休業中などの理由で参加できなかった昨年度の対象の方（生まれ月が4月及び5月の方）で、希望される方は参加可能です。（※8月以降の生まれ月の方は来年度以降の参加をお願いします。）

具体的な事業の流れについては、以下をご確認ください。

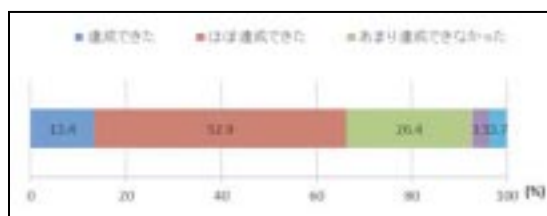
【事業の流れ】

- ① 4月下旬：参加対象者への事業参加依頼
- ② 5月中旬：参加者の確定
- ③ 6月下旬：参加者へ問診表の発送
※ 問診表を記入いただくことにより、現在の口腔状態を把握します。
- ④ 7月中旬：共済組合へ問診表を返送
- ⑤ 8月下旬：問診表を分析し参加者へアドバイスシート及び口腔ケアセットを送付
※ 問診表の分析結果に応じて、各参加者にアドバイスシートを送付します。
また、口腔状態に応じた口腔ケアセットもあわせて送付します。
- ⑥ 9月上旬：アドバイスシートに基づき30daysトライアルを開始
※ アドバイスシートにより自己の目標を策定し、口腔ケアセットを活用しながら30日間のトライアルを実践していただきます。
- ⑦ 10月中旬：トライアル終了後アンケートを共済組合へ返送

なお、昨年度に実施したトライアルに関するアンケートの一部をご紹介しますのでご参照ください。

- ☐ 対象者：1,768名
- ☐ 参加者：1,201名（うちアンケート回収者678名）

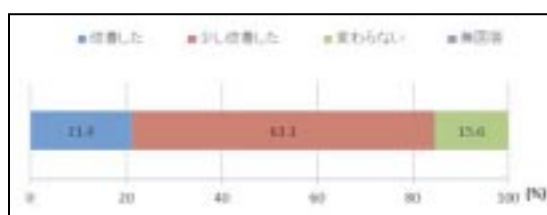
【30日間の達成度】



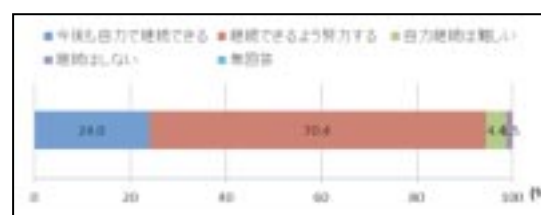
【お口の健康に対する関心度】



【お口のお手入れについて】



【チャレンジ内容の継続について】



ごいっしょに生活習慣を見直しませんか

平成28年度から、組合員様、被扶養者様の特定保健指導を担当しております公益社団法人高知県栄養士会です。栄養士会は、健康、栄養、食生活に関する専門家集団ですので『特定保健指導』という場で、皆様の疾病予防や健康度アップに力をつくしていきます。

生活習慣病の芽を早期に摘み取るための『特定健診』『特定保健指導』は平成20年からスタートし、約10年がたちました。

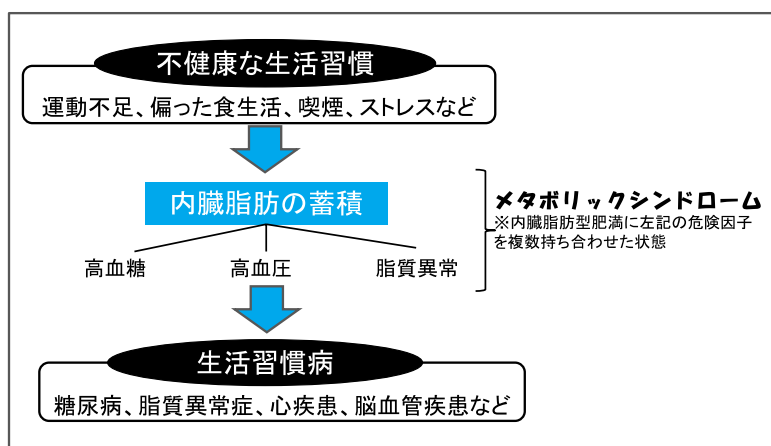
でも、高知県は、特定健診受診率や特定保健指導実施率も全国に比べて低いのが現状です。皆様に関心をもっていただきたいので、特定保健指導の仕組みやスケジュールについて少し書かせていただきます。



◆生活習慣病の予防

高血圧や糖尿病などの生活習慣病の多くは自覚症状がないまま進行します。

そこで、人間ドックや健診の結果、喫煙歴などをもとにメタボリックシンドロームもしくはその危険があり、生活習慣病を発症するリスクが高い人に生活習慣改善のため「特定保健指導」というアドバイスや支援をしていきます。



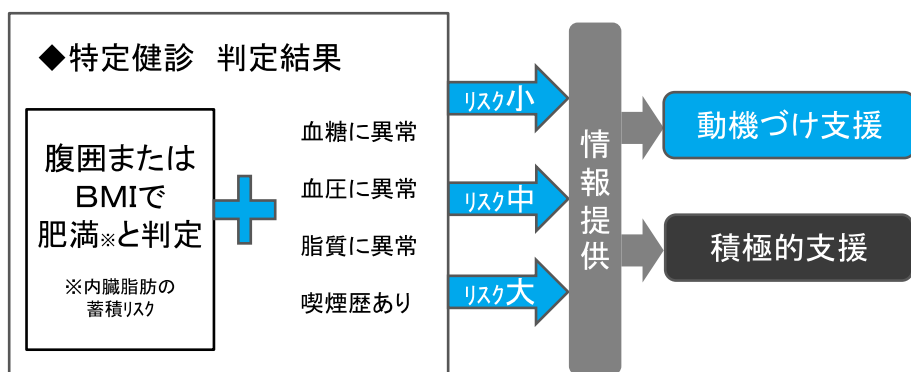
◆メタボリックシンドロームとは

内臓周りに脂肪がたまってお腹まわりが太くなった状態に加え、血糖・血圧・脂質の数値に2つ以上の異常がある状態をさします。将来的に脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などをおこしやすくなることがわかっています。自覚症状が無くても検査結果の数値は身体の変化を示しています。

◆特定保健指導の対象者はこのように選ばれます

①肥満と判定され、さらに高血糖、高血圧、脂質異常のどれか一つに当てはまる方はメタボリックシンドローム予備群です。『動機づけ支援』という支援を受けます。

②肥満と判定され、さらに高血糖、高血圧、脂質異常、喫煙している、のどれか2つ以上に当てはまり、リスクが重なりだした方は「メタボリックシンドローム」と判定され危険な状態です。『積極的支援』という支援を受けます。

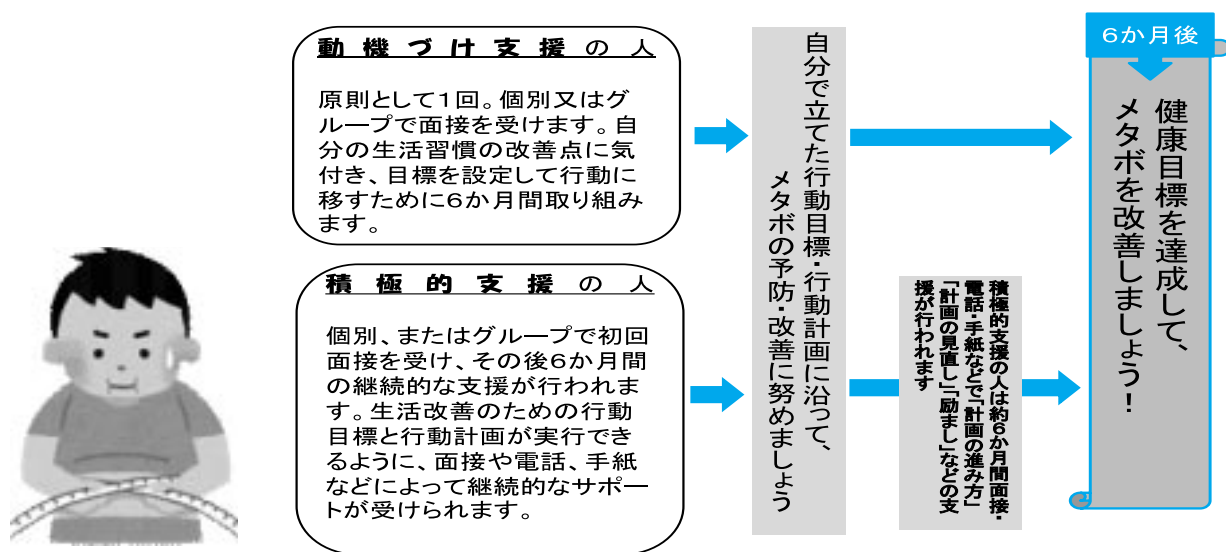


それぞれの状態に応じて継続的・効果的なサポートを受けることができます。目標をたて、メタボリック改善のために約6か月間、高知県栄養士会のスタッフが生活習慣改善のために面接、電話、手紙などで支援します。

◆特定保健指導のスケジュール

『動機づけ支援』の方は、初回の面接で6か月後の目標と行動計画をたてます。6か月過ぎた時点で、取り組みの様子や目標の達成状況などをお電話で聞かせていただきます。

『積極的支援』の方は、初回面接で6か月後の目標と行動計画を立てます。その後、月に1回を目途に、電話や手紙で様子をお尋ねします。中間時点で、計画の進み具合の確認や、計画によっては見直しもしていきます。6か月過ぎた時点で動機づけ支援と同様に目標の達成状況などについてお電話で聞かせていただきます。



体重を現在の3～5%程度減らすことで血液検査数値の改善がみられるという疫学調査があります。スモールステップで、6か月間で食べ方や身体活動のくせを見直しましょう。

今回の執筆は、高知県栄養士会栄養ケア・ステーションコーディネーターの津野美保でした。右は似顔絵です。保健指導にも出向きますのでよろしくお願いします。

次回から食事や運動など生活習慣改善のポイント、栄養士が考えたメタボ解消レシピ、6か月間の取り組みをサポートするスタッフのご紹介をしていきます。ご期待ください。



高知家「健康パスポートⅡ」のお知らせ

平成28年11月号の広報でもお知らせしましたが、平成28年9月1日から開始されている高知家「健康パスポート」事業において、ランクアップ版となる「健康パスポートⅡ」の取り扱いが平成29年4月よりスタートしました。

健康パスポートⅡには、ヘルシーポイントを40ポイント（ピンクシール必須で、ピンクは5ポイント、それ以外は1ポイント換算）集めることでランクアップでき、参加施設で受けられる割引などの特典や、応募することでランクアップ時に3,000円分のクオカードが抽選でもらえるなど、健康パスポートⅠ以上の「おトク」がたくさん準備されています。



健康パスポートⅡにランクアップをしたり、様々な特典を受けるためにはヘルシーポイントが必要となりますが、そのヘルシーポイントは「健診を受ける」だけではなく、「知る・参加する」「たのしく動く」など、いろいろな健康的なイベントに参加することで取得することができます。健康意識の向上を図ることにおいては最適な事業ですので、組合員・被扶養者のみなさまも是非参加してみてはいかがでしょうか？

また、事業の主体は高知県となりますが、市町村ごとに独自の特典も用意されているなど、高知県全体で協力をして取組みを進めています。このため、当組合においても平成29年度より下記のとおり独自の特典を準備することとしました。

**ヘルシーポイント20ポイントにつき
クオカード1,000円分を進呈!!**

多くの健康イベントに参加すれば多くのヘルシーポイントをゲットできます。どんどん集めてどんどん健康になってどんどん申請をしてください。組合員・被扶養者のみなさまから、たくさんの申請がくることをお待ちしております。

- ※1 健康パスポート事業は高知県が実施しています。事業の詳細については、高知県健康長寿政策課（088-823-9675）までお問い合わせください。
- ※2 クオカード特典については、申請書による申請が必要となります。詳しくは、共済組合保険課または所属所の共済組合事務担当者にお問い合わせください。

こころの健康相談事業を実施しています

近年、公務員職場においても、過重なストレスが原因と思われるメンタルヘルス不調者の増加傾向が見られ、当組合の傷病手当金の原因疾病の7割以上がメンタルヘルス系疾患によって占められている状況となっています。

このため、平成28年度から「こころの健康相談」を新規事業として実施しています。組合員・配偶者及びそのいずれかの被扶養者の方を対象として、職場や家庭などのお悩みについてカウンセリングを行います。

当組合が委託するティーベック株式会社において、臨床心理士などのこのころの専門家が、プライバシー厳守のうえカウンセリングを行いますので、安心してご利用ください。

カウンセリング方法は、電話・Web・面談の3種類により行いますが、受付時間やWebへのアクセス方法などについては下図をご参照ください。なお、電話番号については、お間違えのないようくれぐれもお願いします。

また、各所属所におけるストレスチェック制度実施の際の外部相談窓口としても利用可能となっていますので、お気軽にご利用いただきますようお願いします。

こころの健康相談【メンタルヘルスカウンセリング】

ご自身やご家族、同僚が悩んでいたら、この相談窓口を励めてください。
ご本人と配偶者およびそのいずれかの被扶養者の方がサービスをご利用いただけます。



0120-336234

References



<https://t-pec.jp/websoudan/>

ユーザ一名: kyosai パスワード: 336234



臨床心理士などの心の専門家が電話・Web・面談によるカウンセリングをいたします。

電話・Webカウンセリング受付時間

電話 9:00~22:00 (年中無休)

Web 24時間・年中無休 (返信は数日を要します。)

面談カウンセリング予約受付時間

電話 9:00-21:00 (土曜日は16時まで)

(日曜・祝日、12/31-1/2を除く)

Web 24時間・年中無休

(受付後、日報調整のお電話をさせていただきます。)

面談カウンセリング

- ❑ 年間5回まで無料
- ❑ 全国231か所のカウンセリングルームからご希望の地域のカウンセリングルームを手配いたします。
- ❑ キャンセルの際は、土日・祝日、12/31・1/3を除く、前々日17時までにご連絡ください。



※カウンセリングルーム数は平成28年7月現在



「カウンセリングって何をするんだろう」

カウンセリングとは、専門家と一緒に自分自身や目の前の課題に向き合いながら、問題の解決や予防に取り組む作業です。



心の負担が軽くなることがあります。
自分の悩みの原因に気づくことがあります。
自分の考え方の癖に気づくことがあります。



プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。(委託先:ティーベック株式会社)

※ご利用の際の諸条件などがありますので、ご不明点はお問い合わせください。



個人情報の取扱いについて

[illegible]

短期人間ドック助成事業を実施します！

本年度につきましても、疾病予防対策事業の一環として、短期人間ドック受診の際の助成事業を、当組合と高知縣市町村職員互助会の共同で実施します。受診希望者の募集については、所属所を通じてすでに3月（新規採用者等の募集は4月下旬を予定）に行っているところですが、申込みをされた方については、以下の点にご注意をいただき、受診くださいますようお願いいたします。

ドック受診時の注意事項

1 自己負担額について

共済組合または互助会の加入状況によって異なりますので、下表をご確認ください。なお、自己負担額とは別に、健診費用合計(32,500円)に対する消費税2,600円を別途負担いただくこととなりますのでご注意ください。

○ 高知市役所の職員以外の方

対象者	年齢	共済組合 負担	互助会 負担	所属所 負担	自己負担	消費税
組合員(会員)	40歳以上及び35歳	14,500円	10,000円	5,000円	3,000円	2,600円
	30歳以上40歳未満 (35歳を除く)	18,500円	10,000円	—	4,000円	2,600円
	30歳未満	22,500円	4,000円	—	6,000円	2,600円
被扶養者 (配偶者以外は40歳以上)	40歳以上	12,000円	16,500円	—	4,000円	2,600円
	40歳未満	7,000円	19,500円	—	6,000円	2,600円
会員	40歳以上及び35歳	—	24,500円	5,000円	3,000円	2,600円
	30歳以上40歳未満 (35歳を除く)	—	28,500円	—	4,000円	2,600円
	30歳未満	—	26,500円	—	6,000円	2,600円
会員の被扶養者 (配偶者以外は40歳以上)	40歳以上	—	28,500円	—	4,000円	2,600円
	40歳未満	—	26,500円	—	6,000円	2,600円

○ 高知市役所の職員の方

対象者	年齢	共済組合 負担	厚生会 負担	所属所 負担	自己負担	消費税
組合員	40歳以上及び35歳	14,500円	10,000円	5,000円	3,000円	2,600円
	30歳以上40歳未満 (35歳を除く)	18,500円	10,000円	—	4,000円	2,600円
	30歳未満	22,500円	5,000円	—	5,000円	2,600円
被扶養者 (配偶者以外は40歳以上)	40歳以上	12,000円	—	—	20,500円	2,600円
	40歳未満	7,000円	—	—	25,500円	2,600円

2 オプションガン検査助成について

婦人ガン（子宮ガン・乳ガン検査の一方または両方）、前立腺ガン、肺ガンのオプション検査を行った場合、ガン検査の種類に応じて一定の助成がありますので下表をご確認ください。なお、助成対象となるのは、婦人ガン検査が30歳以上、前立腺ガン・肺ガン検査が40歳以上の組合員・会員のみ（被扶養者を除く）となりますのでご注意ください。

特別希望検査項目	区 分				自己負担
	組合員（会員）		会 員		
	共済組合負担	互助会負担	共済組合負担	互助会負担	
子宮ガン・乳ガン検査の一方 または両方を受診した場合	上限 2,000円	—	—	上限 2,000円	助成額との 差 額
前立腺ガン検査を受診した 場合	上限 1,000円	—	—	上限 1,000円	助成額との 差 額
肺ガン検査（胸部ＣＴ）を 受診した場合	上限 4,000円	—	—	上限 4,000円	助成額との 差 額

※ オプション検査額は健診機関によって異なりますので、詳細については直接健診機関までお問い合わせください。

3 脳ドック助成（互助会会員のみ）について

オプション検査で脳ドックを受診された際には、受診費用から消費税を差し引いた金額の1/2（上限10,000円）を助成しています。ただし、対象者は互助会の会員のみ（被扶養者を除く）となり、受診後、領収書を添付して請求書を提出する必要があります。（※脳ドックについては、人間ドックのオプションだけではなく単独の脳ドック受診でも同様の助成があります。）

なお、脳ドックを実施していない健診機関もありますので、人間ドックを受診される際は、事前にお問い合わせをしていただきますようお願いします。

4 特定健診対応について

短期人間ドック助成事業は特定健診対応となっています。具体的には、年度年齢40歳以上及び35歳の組合員の方については、当組合が事業主健康診断（労働安全衛生法第66条）の委託を所属所より受けて（高齢者の医療の確保に関する法律第21条第2項）おり、その健康診断の結果を特定健診の記録として提供を受けることができる（高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項）ことから、特定健診の対象となる40歳以上の組合員及び被扶養者については、「人間ドックの受診＝特定健診の受診」となります。

人間ドック受診者が、この特定健診の受診の要件を満たしていただくためには、ただ受診をするだけでなく、健診結果等の内容について、医師または保健師・管理栄養士等から説明を受けていただく必要があります。このため、人間ドック受診後の医師等との面談については、キャンセルをせずに必ず受けてください。

5 特定保健指導について

短期人間ドック助成事業は特定健診対応となっていることから、健診結果の内容によって実施される特定保健指導についてはセット事業となっています。このため、人間ドックの受診後、対象となった方については、必ず特定保健指導をご利用ください。

なお、「忙しくてできない」「自分で行う」等の理由で、特定保健指導を利用できない旨申し出られる方もいますが、当該理由は厚生労働省の定める対象外者とはならないため、その点ご理解の上、特定保健指導をご利用いただきますようお願いいたします。

以下の健診機関では、人間ドック受診当日から特定保健指導を利用できますのでご活用ください。

○高知検診クリニック ○いずみの病院 ○高知県総合保健協会 ○高知西病院
○須崎くろしお病院 ○JA高知健診センター（保健指導は高南メディカルが行います）

また、人間ドック受診当日から特定保健指導を利用されていない方については、所属所を通じて利用券の配付を行うこと等により特定保健指導を利用いただくことになりますので、保健指導情報を所属所に提供することとなります。その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

6 申込み時の同意事項について

人間ドックに申込みされる方は以下の事項に同意いただくこととなりますのでご了承ください

(1) 年度年齢が35歳及び40歳以上の組合員

- ① 短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生法第66条による健康診断を事業主である貴所属所長からの委託に基づき代行するものであること。
- ② 労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存するとともに所属所長に通知すること。
- ③ 保健指導の対象となった場合は、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果を保健指導委託機関に提供し、保健指導結果についても当組合において継続的に保存するとともに必要に応じて所属所長に通知する場合があること。

(2) 年度年齢が40歳未満（35歳を除く）の組合員

短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存するとともに所属所長の求めに応じ提供する場合があること。

(3) 年度年齢40歳以上の組合員の被扶養者

- ① 短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存すること。
- ② 保健指導の対象となった場合は、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果を保健指導委託機関に提供し、保健指導結果についても、当組合にて継続的に保存するとともに必要に応じて所属所長に通知する場合があること。

(4) 年度年齢40歳未満の組合員の被扶養者

短期人間ドック利用による健康診断については、労働安全衛生規則第44条第1項に規定する検査項目に係る検査結果は、実施機関から提供を受け、当組合にて継続的に保存すること。

7 キャンセル等について

人間ドック申込み後の日程変更・キャンセルについては、直接健診機関に申し出てください。また、健診機関の変更は原則として受け付けておりませんが、特にやむを得ない事情がある場合は、その旨当組合まで申し出てください。

なお、健診機関によっては、当日連絡がないままキャンセルされる事例が多く発生しているようです。健診機関のスケジュールの都合もありますので、キャンセルされる場合は事前に余裕をもってご連絡いただきますようお願いします。

8 成人病精密検査（事業主健康診断）との重複受診について

年度年齢40歳未満（35歳を除く）の組合員の方が、事業主健康診断を当組合の契約健診機関において受診した場合、疾病予防対策事業の1つである成人病精密検査事業の該当となり、その健診費用の全額が助成されます。

しかしながら、短期人間ドック助成事業と成人病精密検査事業の両方を利用することはできないこととなっているため、人間ドックの申込みをされている方が事業主健康診断を受診される際は、その健診機関が当組合の契約健診機関かどうか確認の上受診をされるか、人間ドックの受診をキャンセルしていただきますようお願いします。なお、当組合の契約健診機関は以下をご確認ください。

重複受診となった場合については、成人病精密検査の費用を所属所にご負担いただくこととなり、後日、当組合から返還依頼を行うこと等により対応することとなりますのでご注意ください。

○仁淀病院 ○土佐市民病院 ○四万十市立市民病院 ○中村クリニック
○高知県総合保健協会 ○勤労クリニック ○大井田病院

市町村職員球技大会（保健事業）の終了について

高知縣市町村職員共済組合保健事業実施規程第3条第2号に規定する、組合員の健康増進対策事業として行ってきました市町村職員球技大会（ソフトボール・バレーボール）については、平成29年度の実施を最後に、いったん終了とさせていただくこととなりましたのでお知らせします。

市町村職員球技大会、中でもソフトボール大会については、平成29年度で50回を迎え、組合員のみなさまには大変長く親しんでいただいていた事業ですが、近年の短期給付財政の悪化に伴い、財政調整事業の適用に際し、「組合員の健康の維持増進に資するため真に必要な事業かどうか分析・評価を行い、効果が希薄と思われる事業については適切な見直しを行うこと。」との意見が総務省より附帯されたことから、直接的に健康増進に資する事業に転換をはかるため、やむなく終了とすることを決断させていただきました。

平成30年度以降は、市町村職員球技大会の代替事業として、人工透析などの原因となる糖尿病性腎症（CKD）の対策事業や前期高齢者納付金の増加抑制のための保健指導事業などのデータヘルス事業を実施することを検討しています。

当組合としても、短期給付の財政安定化をはかるため最大限の努力をしていく所存ですので、組合員のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

貯金係からご案内

毎月の給料やボーナスから控除される、便利な積立貯金をご存知ですか？
この機会にぜひ、加入をご検討ください。

年利 1.35%
(平成29年4月現在)
積立貯金新規加入者には
高知共済会館 利用券
(1000円分) 進呈中!
※初回加入時のみ

積立方法

- ◆定例積立
 - ◆賞与（ボーナス）積立
 - ◆臨時積立…随時預入れ可能。(窓口で現金の預入れ、または銀行振込)
- ※給料、賞与(ボーナス)から控除
- ※四国銀行・高知銀行から手数料無料で送金できる共済貯金専用の振込用紙をご利用ください。
振込用紙は所属所の共済組合事務担当係にあります。

一部払戻

「積立貯金一部払戻請求書」に必要事項を記入、押印し、所属所の共済組合事務担当係へ提出してください。

- ◆一部払戻：毎月2回設定 ※どちらか1回のみ
- ◆送金先：共済組合へ登録されている口座
- ◆締切日と送金日：共済広報1月号でご確認ください。

(注意)締切日は当日必着完備（FAX不可）の取扱いとなります。不備による再提出が締切日を過ぎますと次回に繰り下げとなりますので、お急ぎの場合などは早めの提出をお願いします。
※書類不備例:お届出印と相違・印が不鮮明・残高不足・金額訂正等です。確認のうえ、送付ください。

是非この機会に簡単・便利・安心で有利な積立貯金をご利用ください!!

※ご希望の方は下段の申込書に必要事項をご記入の上、共済事務担当者までご提出ください。

〈 キ リ ト リ セ ン 〉

積立貯金加入申込書

平成 年 月 日

所属所名											届出印			副印	
フリガナ															
氏名															
所属所証番号					性別		生年月日								
				—			男・女	昭・平 和・成		年		月		日	

積立開始年月※1	定例積立額(毎月)※2	賞与積立額(6月)※2	賞与積立額(12月)※2
年 月	円	円	円

※1 その月の15日までに申込書が到着すれば、翌月の給料から積立開始できます。

※2 積立額は1,000円以上の整数倍で記入してください。

【ご注意】既に積立をしていて毎月の金額等を変更する場合は、積立金額変更届書をご提出ください。

4月に「貯金現在残高通知書」を発行します

共済貯金加入者の皆様へ、年2回(4、10月)「貯金現在残高通知書」を発行しております。
今回お届けする通知書には、10～3月分の共済貯金の積立額等を記載しておりますのでご確認ください。

通知書の見方

例)

期中の合計積立額 (積立額合計－払戻額合計) 10～3月分		期中分の利息額 (半年複利・日割り)		利息に対する税額 (国税15.315%＋地方税5%)	
29 年 4 月 22 日作成					
所属所名 ○ ○ 市					
氏 名 共 済 花 子 様					
税区分	29.3.31 の残高 円	=	28.9.30 の残高 円	+	差引積立額 円
課税	1,268,660		1,191,877		70,000
			+	税込利息額 円	8,511
			- 所得税額 円 1,728		
決 算 日	利 率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)	お 積 立 等 明 細	
29.3.31	1.35	20.315		日付	種別
				金額(円)	金額(円)
				28.10.25	定例積立 20,000
				28.11.25	定例積立 20,000
				28.12.25	定例積立 20,000
				28.12.25	賞与積立 50,000
				29.1.25	定例積立 20,000
				29.2.25	定例積立 20,000
				29.3.15	一部払戻 100,000
				29.3.25	定例積立 20,000
(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引					

期中入払

定例積立 毎月の給料から一定額を天引きしています。

賞与積立 6、12月のボーナスから一定額を天引きしています。

一部払戻 期中に出金があったものが表示されます。

まとまったお金を有利にふやす定期貯金のご案内

・新規加入…随時

※貯金加入申込書の提出が必要です。
(積立貯金をご利用の場合は不要)

・預入方法…窓口にて直接現金をお持ちいただくか、四国銀行・高知銀行から送金。

・申込金額…10,000円以上

・期 間…1年満期 (自動継続)

・解 約…随時

※満期日以外の解約は、預入日または自動継続日から解約日までには中途解約利息となります。

・窓口現金お取扱時間

入金 : 8:30 ~ 15:00

出金 : 9:30 ~ 15:00

※12:00 ~ 13:00はお昼休みをいただいております。

年利 **1.3%**
(平成29年4月現在)

税引前利率 年1.3%

据置プラン例

(単位: 円)

	1年	2年	3年	5年	10年
100,000	101,036	102,083	103,141	105,289	110,859
300,000	303,108	306,248	309,421	315,866	332,573
500,000	505,180	510,414	515,702	526,443	554,284
700,000	707,252	714,579	721,982	737,017	775,991
1,000,000	1,010,360	1,020,827	1,031,402	1,052,883	1,108,562

※年複利 20.315%分離課税扱

自動車購買立替金制度をご存知ですか！

※ 申込額が50万円を超える場合は、連帯保証人が必要です。(連帯保証人は組合員期間1年以上の方)

自動車購買立替金制度は、自動車だけでなく原付・自動二輪にもご利用いただけます。



年利
3.0%

※利率は変動利率で
平成29年4月現在のものです。



便利な
給料控除

◆ご利用いただける方◆
組 合 員

◆ご融資金額・返済期間◆

300万円以内・6年以内
(毎月の返済金額が基本給の30%以内)

◆ご用意いただくもの◆

自動車購買立替金申込書

車検証のコピー

(250cc以下の場合は軽自動車届出済証又は軽自動車税申告書)

(125cc以下の場合は原動機付自転車標識交付証明書)

戸籍謄本(使用者名義が配偶者の場合のみ)

注意点

- ・ 申込書の締切日は毎月10日
- ・ 振込日は貸付金の第3回と同日
- ・ 購入する自動車の使用者は申込人(または配偶者)名義
- ・ 申込みは登録後2ヶ月以内
- ・ 既に販売業者に購入代金を支払い済みの場合は対象外
- ・ 個人の方から購入される場合は対象外

※現在立替金制度をご利用いただいている方は、該当の車両を下取りに出すか残額を一括払込すれば、新たな車両について立替金制度を利用することができます。

共済組合の指定店でお買い物を楽しませんか！

分割で支払っても手数料は必要ありません。(旅行のみ3%の手数料がかかります)
指定店で購入して物資を利用の場合、購入金額が支払い総額となります。

【購入例】指定店で240,000円の家電を購入し、物資の毎月均等払いと
するとき。(ボーナス併用もあり)

【返済例】10,000円×24回払＝240,000円

※返済回数は金額により変わります。



共済組合の指定店でお買い物を!!

共済組合指定店一覧表

平成29年4月1日現在（15店舗）

取扱物資名	指定店名	代表者名	住所・TEL
電気製品	有限会社 丸栄ストアー	吉岡 求	高知市桜井町1-5-13 (088) 883-3700
洋服	はるやま商事株式会社	治山 正史	高知市高須1-16-28 (088) 884-4129
貴金属・寝具・その他	有限会社 ジュエリーさかい	境 泰雅	高知市稲荷町5-10 (088) 883-1487
貴金属	ジュエリーモリタ	森田 哲夫	香美市土佐山田町杉田601-2 (0887) 52-3033
貴金属	ジュエリー田内	田内 章	高知市大川筋1-3-34 (088) 823-1117
貴金属・時計・メガネ	メガネ 大塚 天神橋店 宝 時計	大塚 守	四万十市中村天神橋39 (0880) 34-3180
貴金属・宝石・時計	植田十字堂	植田 詩郎	高知市山ノ端町64-2 (088) 872-4938
貴金属・宝石・時計	ビュープラス高知	吉村 彰介	高知市南川添8番10号 (088) 861-2700
メガネ	有限会社 クロイワメガネ	谷村 昌紀	高知市本町5-4-1 (088) 872-3305
靴	有限会社 ミリオン	岡田 一晃	高知市はりまや町1-2-1 (088) 823-5592
寝具	東洋羽毛中四国販売株式会社	柳場 弘	愛媛県松山市井門町21-1 (089) 958-2331
旅行	一般社団法人 高知県勤労者旅行会	山崎 秀一	高知市本町4-1-32 (088) 824-3100
葬式	株式会社 日本セレモニー	市村 伊佐雄	高知市東城山町104-3 (088) 832-4646
浄水器	株式会社 日本トリム	森澤 紳勝	高知市本町4-1-16 高知電気ビル8F (088) 856-6220
その他	有限会社 ティーカンパニー 「マザーズキッチン」	豊永 俊雄	高知市一ツ橋町1-180 (088) 872-9277

※ 指定店の変動があり、平成29年4月1日より次の指定店が脱退となりました。

脱退指定店 高知ニッケカスタム 高知市薮野西町3-23-4



おかげ様でリニューアルより8年目!!感謝・感謝のおもてなし!!

高知共済会館 COMMUNITY SQUAREからのお知らせ

宿泊でお得!!

大好評につき継続決定!!
平日素泊まり広報プラン!!

4,500円
(税サ込)

組合員限定♪

ご予約時に
「広報プラン」と
お伝えください

※1名様シングルルーム利用料金。(除外日・土曜日、祝前日・よさこい期間・お盆期間)

宴会でお得!!

パーティーやお座敷形式
会合や小規模宴会も!!

5,000円
～ (税サ込)

ご予算・内容その他
ご要望にお応えします。
お気軽にお問い合わせ下さい

※5,000円以上のご宴会利用の場合、組合員助成が1,000円ご利用頂けます。

レストラン【膳】ランチリニューアル

大人気のレストランランチがメニュー・バイキング・料金を一新!!

料理長お任せ前菜プレート&選べるメインで800円(税込)
ドリンク&デザートバー付き♪

※大好評の為平日ランチタイムは満席が予想されます。ご予約も承りますので是非ご利用下さい。

高知県の観光・ご宿泊・お食事・お土産は、高知共済会館「COMMUNITY SQUARE(コミュニティスクエア)」へ。観光・ビジネスに適した、高知市中心街のホテルです。

高知共済会館  **COMMUNITY SQUARE** ご予約・お問合せ **TEL : 088-823-3211**

【ネット販売だけ】のお得な特典満載プランも多数ございます。詳しくは下記URLでチェック!!

<http://www.kochi-cs.jp>